第６条第２項の規定に違反する設計（共同住宅の用途に供する建築物の敷地内には、避難上有効な出口から道路に通ずる幅員２ｍ以上の通路を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）及び市条例第20条の２第１項の規定に違反する設計（各住戸又は住室の窓その他の開口部の中心の１以上は、幅及び奥行がそれぞれ３ｍ以上の敷地内の空地に面して設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年９月 26 日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成28年８月31日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　渡辺　　淳　一級建築士　第257921号
３　処分の内容　平成29年１月１日から業務停止14日
４　処分の原因となった事実　茨城県内の建築物（１物件（建築確認：平成24年７月））について、空間工房一級建築士事務所（神奈川県知事登録第13186号、平成26年５月30日付け抹消）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）法第36条の規定に基づく建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第14項第１号ロの規定に違反する設計（令112条第９項の規定による区画に用いる法第２条第９号の２ロに規定する防火設備は、閉鎖又は作動をするに際して、当該防火設備の周囲の人の安全を確保することができる構造のものとしなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年９月 26 日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成28年８月31日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　井上　　穣　一級建築士　第98685号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　埼玉県内の建築物（１物件（建築確認：平成22年１月））について、株式会社井上穣建築デザイン研究所（神奈川県知事登録第4838号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第23条第１項の規定に違反する設計（直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階における階段の踏面の寸法は、24㎝以上でなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第35条の規定に基づく令第126条の４第１項の規定に違反する設計（採光上有効に直接外気に開放された通路を除き、居室から地上に通ずる廊下には、非常用の照明装置を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年９月 26 日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成28年８月31日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　柿沼　康祐　一級建築士　第316616号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（１物件（建築確認：平成23年９月））について、大和ハウス工業株式会社東日本中高層技術センター一級建築士事務所（東京都知事登録第42718号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下、「令」という。）第119条の規定に適合することが確認できない不適切な設計（居室の床面積の合計が200㎡を超える階における廊下について、両側に居室がある場合の廊下の幅は1.6ｍ以上としなければならないにもかかわらず、これに適合することが確認できない不適切な設計）及び令第126条の４第１項の規定に違反する設計（階数が３以上で延べ面積が500㎡を超える建築物の居室又は令第116条の２第１項第１号の規定に該当する窓その他の開口部を有しない居室には、非常用の照明装置を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年９月 26 日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成28年８月31日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　濵田　徹三　一級建築士　第120304号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（１物件（建築確認：平成22年10月））について、一級建築士事務所有限会社ストゥディオ・バッフィ（東京都知事登録第24247号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第128条の規定に違反する設計（敷地内には、屋外避難階段から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5ｍ以上の通路を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年９月 26 日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成28年８月31日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　関根　　淳　一級建築士　第333268号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（１物件（建築確認：平成23年９月））について、株式会社福祉開発研究所一級建築士事務所（東京都知事登録第12794号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第23条第１項の規定に違反する設計（直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階における階段の踏面の寸法は、24㎝以上でなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）及び令第119条の規定に違反する設計（居室の床面積の合計が200㎡を超える階における廊下について、両側に居室がある場合の廊下の幅は1.6ｍ以上、その他の廊下における場合の廊下の幅は1.2ｍ以上としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年９月 26 日

関東地方整備局長　大西　　亘

１　処分をした年月日　平成28年８月31日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　中村　竜太　一級建築士　第334067号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（１物件（建築確認：平成23年９月））について、株式会社福祉開発研究所一級建築士事務所（東京都知事登録第12794号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第23条第１項の規定に違反する設計（直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階における階段の踏面の寸法は、24㎝以上でなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）及び令第119条の規定に違反する設計（居室の床面積の合計が200㎡を超える階における廊下について、両側に居室がある場合の廊下の幅は1.6ｍ以上、その他の廊下における場合の廊下の幅は1.2ｍ以上としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年９月 26 日

関東地方整備局長　大西　　亘